



監査結果に対する措置の公表について

平成28年度第2回定期監査並びに平成28年度財政援助団体等監査の結果報告に対して講じた措置として、平成29年6月30日付（29東経行発第3号及び4号）で、東村山市長から別紙のとおり通知がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により公表いたします。

平成29年7月11日

東村山市監査委員 赤 木 盛 一

東村山市監査委員 飯 田 武 夫

東村山市監査委員 熊 木 敏 己



29東経行発第4号
平成29年6月30日

東村山市監査委員 飯田武夫様
東村山市監査委員 赤木盛一様
東村山市監査委員 熊木敏己様

東村山市長 渡部 尚

平成28年度財政援助団体監査の結果に基づき講じた措置（通知）

平成29年3月1日付28東監発第46号により報告のありました件について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

- 1 措置内容
別紙のとおり

以上

年 度	監査の種別
平成 28 年度	<input type="checkbox"/> 定期監査（第 回） <input checked="" type="checkbox"/> 財政援助団体等監査 <input type="checkbox"/> 指定管理者監査 <input type="checkbox"/> その他（ ）

部 課	指摘事項	講じた措置内容
健康福祉部 高齢介護課	<p>1-1 職員の時間外勤務手当の支給に、算定誤りが見受けられた。また、契約書に契約解除要件が記載されていないものや、施設維持管理経費の予定価格が100万円を超える請負契約について、指名競争入札によらず契約されているものが見受けられた。</p> <p>公益社団法人東村山市シルバー人材センター規定に基づき適正に処理されたい。</p> <p>1-2 臨時職員の有給休暇の付与や賃金支給の算定誤りが見受けられた。関係法令等に準じて、臨時職員雇用要綱を随時、見直しや改訂を行うなど適正にされたい。</p>	<p>1-1 時間外勤務手当等の算定に当たっては、今までは次長、事務局長の二重チェックであったが、職責の見直しを行い、次長、局長代理、事務局長と三人チェック体制へと強化を図った。</p> <p>また、計算書類の添付書類として超過勤務命令簿を付け、より確認をしやすくした。</p> <p>契約解除要件については市役所の表記に合わせ、次年度分より追記を行う。</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に基づき契約行為を実施する。</p> <p>1-2 労基法、パートタイム労働法に倣い、臨時職員雇用要綱を、平成29年7月理事会にて改正予定。</p>